

「デジタルアーカイブ戦略 2026-2030」

デジタルアーカイブ戦略懇談会・デジタルアーカイブ推進に関する検討会決定

2025年5月

目 次

はじめに	4
第1部(戦略方針)	6
1. 基本理念	6
●ミッション	
●目指す方向性	
2. 基本的施策と各主体の役割.....	9
(1) 基本的施策	9
●デジタルアーカイブの推進に係る基盤整備	
●国による検索プラットフォーム(ジャパンサーチ)の整備・維持管理	
●海外発信	
●人材育成・普及啓発	
(2) 国・地方公共団体・大学等・民間事業者等の役割	10
●デジタルアーカイブ推進の方向性	
●国の役割	
●地方公共団体の役割	
●大学等の役割	
●民間事業者等の役割	
3. 各分野／地域におけるデジタルアーカイブ推進体制	12
(3-1) 推進主体	
(3-2) 各分野の中核的な役割を担う組織	
(3-3) 各地域の中核的な役割を担う組織	
(3-4) アーカイブ支援スキーム	
●国等による支援	
●ジャパンサーチによる支援	
●権利処理に係る支援	
4. 5年間の優先事項	20

- (4—1)推進分野等
- (4—2)コンテンツのデジタル化と利活用の推進
- (4—3)分野別の重点アクション(国関係のアーカイブ機関等)
- (4—4)ジャパンサーチの重点アクション

第2部(達成目標)	31
1. 国関係のアーカイブ機関(各分野の中核的な役割を担う組織)	33
●メタデータの整備	
●保有コンテンツの2D デジタル化・3D デジタル化	
●デジタルコンテンツの保存のあり方	
●メタデータのオープン化	
●サムネイルの作成	
●デジタル化資料の閲覧公開	
●コンテンツ等の二次利用条件整備(未整備解消)	
●海外への情報発信(多言語化含む)	
●人材育成・意識啓発	
2. ジャパンサーチ.....	42
●連携メタデータ数の拡大	
●分野・地域アーカイブとの連携拡大	
●コレクションポリシーの策定	
●相談窓口の創設と運用	
●ジャパンサーチ連携推進者・デジタルアーカイブ利活用推進者の支援策実施	
●コンテンツ情報の見える化	
●意識啓発	
●アクセス数の増加	

【はじめに】

書籍・公文書・文化財・美術・人文学・自然史/理工学・学術資産・放送番組・映画など、様々な分野のコンテンツのアーカイブ化は、文化の保存・継承・発展の基盤になるという側面のみならず、保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる重要な取り組みであり、欧米諸国を中心に積極的に推進されています。

デジタルアーカイブは、デジタル時代における「知るため・遺すため」の基盤として、場所や時間を超えて書籍や文化財など様々な情報・コンテンツにアクセスすることを可能とするほか、分野横断で関連情報の連携・共有を容易にし、教育、学術・研究、観光、地方創生、防災、ヘルスケア、ビジネスなど、様々な用途での新たな活用の創出を可能とするものです。

こうした活用を通じて、デジタルアーカイブの構築・共有と活用の循環を持続的なものとし、その便益を「アーカイブ機関」を通じて国民のものとしていくことで、我が国の地方も含めた社会的、文化的、経済的発展につなげていくことが重要です。

我が国においても、1990年代頃から、書籍、公文書や文化財等の分野ごとに、デジタルアーカイブの構築が進められ、一定の充実をみつつありました。一方で、分野横断的なアーカイブの連携に関する取り組みや海外発信を含めたその利活用について、検討の遅れが指摘されました。

このような状況下、我が国として、デジタルアーカイブの構築とその利活用を促進するため、「知的財産推進計画2015」において、①アーカイブ間の連携・横断の促進、②分野ごとの取組の促進、③アーカイブ利活用に向けた基盤整備という総合的な取り組みの推進計画が示されました。

この計画に基づき、デジタルアーカイブの実務的課題と対応策の検討を図るとともに、関係府省庁・実務者による連携を強化するため、2015年9月に、内閣府にて、「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会」及び「実務者協議会」が設置されました。この推進体制は、2017年9月には「デジタルアーカイブジャパン推進委員会」及び「実務者検討委員会」として整備されるとともに、統合ポータルの整備に向けた検討と、分野間のアーカイブ連携促進を進め、2019年2月の試験版公開を経て、2020年8月には、コンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォームであるジャパンサーチを正式公開したところです。

その後、「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」及び「ジャパンサーチ・アクションプラン 2021-2025」等を公表するとともに、2024年3月には、従来からのデジタルアーカイブに関する取組の一層の促進と、アーカイブ化された多様なコンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造の活性化の推進に向けて、官民連携の下でより実効的に検討を進める観点から、推進体制を「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」としてリニューアルしました。

本戦略は、この新体制の下、とりまとめたものであり、これまでの取組を土台としつつ、ます

ますその重要性が高まっているデジタルアーカイブについて、我が国における推進の方向性を打ち出し、今後5年間(2026年～2030年)のプライオリティ等を示すものです。

なお、本戦略は定期的にレビューを行い、進捗状況等を踏まえ、戦略期間内においても、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

【第1部】戦略方針

1. 基本理念

本戦略にいう「デジタルアーカイブ」とは、文化資産・学術資料等といった様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体を指します。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、画像・音声・動画等の「デジタルコンテンツ」だけでなく、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」のほか、(アナログ媒体の資料・作品を含む)コンテンツの内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」も対象としています。

本戦略では、デジタルアーカイブの推進に関し、以下の基本理念を定めることとします。

● ミッション

新しい情報技術とデジタルアーカイブの相互連携を通じて、日本の文化的・学術的コンテンツの発見可能性を高め、それらを活用しやすい基盤を提供することで、デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会を実現します。

● 目指す方向性

本戦略では、デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会においてデジタルアーカイブが担っていくべき役割として、「記録・記憶の継承と再構築」、「コミュニティを支える共通知識基盤」、「新たな社会ネットワークの形成」、「日本のソフトパワーの発信」を位置づけることとします。なお、こうした取組においては、地域と一体となった取組に重点を置くものとします。

以下、各項目について具体的な内容を説明します。

◇記録・記憶の継承と再構築◇

デジタルアーカイブは、様々な媒体に記録された過去の作品や資料を広く収集・整理して、それらをデジタルメディアに記録し直すこと等により、全体をデジタル情報として利用可能にするとともに、より多くの記録や、記憶の写しがデジタル空間上に作られることによって、さまざまな記録や人々の営みの記憶の継承や再構築、分析等が容易になるものと期待されます。

継承のみでなく再構築を進めることにより、これまで資料の種別や所蔵機関が異なるために関係性が不明確だった資料同士が容易に関連づけられ、新しい知識の発見につながります。また、入門レベルから専門レベルまで、分野横断的に情報を関連づけて整理することも可能になります。

また、現在進行中の出来事や情報体験をより多角的に記録して未来へ継承することも重要です。今後、記録すべき情報体験は、それ自体がデジタル情報資源と実空間を組み合わせた複合現実(MR)的な形態に変化したり、マルチメディアを使った表現活動になるものと考えられます。

◇コミュニティを支える共通知識基盤◇

コミュニティ(文化)の中で、ひとが学び、考え、議論する時には、前提となる知識体系の存在とそれを支える知識基盤の提供が欠かせないところであり、デジタルアーカイブはそのような知識体系を支える知識基盤としての役割を果たすものです。

また、学びや議論によって得られた発見や思想は、前提となる知識体系に新しくリンクを付け加えたり、知識基盤のコンテンツ群を分析して新たにタグを追加し、これまでになかった切り口や分類を導入することによっても表現されます。その意味で、これらの行為はデジタルアーカイブを対象とする一種の編集操作やキュレーション(コンテンツの収集・選別および再公開)として捉えられます。すなわち、デジタルアーカイブに誰もが使える柔軟なツールを提供することは、人々に発見や思想を伝える新しいコミュニケーションツールを提供することに相当します。

コミュニティが継承する豊かな知識体系や知識基盤と、誰もが使える新しいコミュニケーションツールを活用することにより、学びながら遊び、遊びながら学ぶことが可能になります。あわせて、このような活動は、各コミュニティに保持されている実物・アナログ資料へのアクセスを通じて、一層豊かなものとなります。

長期にわたってデジタルアーカイブを提供し続けることで、これらの活動・体験を通じてコミュニティが生き生きと受け継がれ、その価値観は次世代に受け継がれます。

◇新たな社会ネットワークの形成◇

国内外のデジタルアーカイブが相互連携することにより、さらに広範な分野・地域をカバーする知識基盤の構築が実現します。異なる分野・地域のひと同士の結び付きや、コミュニティ間のコンテンツ交流が生まれ、新しいアイデアや価値が創造されるとともに、地域の発展にも寄与します。

特に、異なる専門分野の間で緊密な連携が図られたデジタルアーカイブのネットワークを形成することで、データ同士の思いがけないつながりができたり、発見されることにより、離れた分野の専門家コミュニティの間に対話のきっかけが得られて、新たな総合知の創出につながる議論が生まれます。すなわち、デジタルアーカイブ同士の関連付けにより、それを支える専門家コミュニティの間にも新たな社会ネットワークが形成されると期待できます。

さらに、デジタルアーカイブは、生成 AI の普及等により、偽・誤情報の流通の課題が世界的に深刻化し、懸念される中、アーカイブが果たすべき役割として、インターネット上で信頼性の高い情報・知識の集積・提供を行う中核的基盤として位置付けることができるとともに、その活動に触れることを通じて広くリテラシーの向上につなげること

が期待されます。加えて、世界の多様な文化遺産や記録の保存に貢献するという側面において、国際協力の観点も期待できます。

◇日本のソフトパワーの発信◇

世界中のファンを増やし、世界を惹きつける日本のソフトパワーを高め、発信していく上において、デジタルアーカイブは、その源泉として大きな役割を果たします。様々な分野において真正なコンテンツを公開することでオーセンティックな「日本」の魅力を世界に向けて発信し、デジタルアーカイブを起点にした、日本各地への誘客につながり地方創生に貢献することや、コンテンツの創造及びコンテンツ産業の振興にもつながることが期待されます。

2. 基本的施策と各主体の役割

(1) 基本的施策

本戦略では、デジタルアーカイブの推進に係る基本的施策として、以下の4つの施策を位置づけます。

◆デジタルアーカイブの推進に係る基盤整備◆

文化資産・学術資料等に係るメタデータの整備(サムネイルを含む)、コンテンツのデジタル化、デジタルアーカイブの管理・維持、著作権等の権利に関する情報の付与、二次利用条件の明示その他のデジタルアーカイブの推進に係る基盤整備に向けた取組を推進します。

◆国による検索・閲覧・活用プラットフォーム・ジャパンサーチの整備・維持管理◆

デジタルアーカイブ推進における多様な主体の連携の確保を図るため、国によるプラットフォームであるジャパンサーチを通じ、デジタル文化資産・学術資料等の横断的な検索及び利活用を促進します。その際、検索性とコンテンツへのアクセシビリティ向上に留意します。

◆海外発信◆

我が国のデジタルアーカイブに記録された文化資産・学術資料について、メタデータの多言語化を進めるとともに、海外との交流や研究等に資する発信に向けた取組を推進します。

なお、ジャパンサーチと外国のアーカイブ機関との連携は、ジャパンサーチの連携方針(コレクションポリシー)(<https://jpsearch.go.jp/cooperation#15rxb6xlfb3b>)に則り、連携を検討します。

◆人材育成・普及啓発◆

デジタルアーカイブに関する専門的知見を有する人材の確保、養成及び資質能力の向上に向けた必要な取組を推進します。また、デジタルアーカイブに関する教育及び学習の振興並びに広報活動を通じたデジタルアーカイブに関する知識の普及に向けた取組を推進します。

(2)国・地方公共団体・大学等・民間事業者等の役割

- デジタルアーカイブ推進の方向性

デジタルアーカイブの拡充・利活用の推進を目的とした関係者間の情報共有・意見交換のため、デジタルアーカイブ関連分野の学識経験者、アーカイブ機関の関係者、法律分野の有識者、民間事業者等の関係者、関係府省庁その他の関係者を構成員とする官民の推進体制として、内閣府知的財産戦略推進事務局のもと、「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」を設置しています(2024年3月)。

本戦略では、これらの推進体制を、デジタルアーカイブ戦略の舵取りを担うものとして位置づけるとともに、文化財、美術、映画、放送番組等の各分野における中核的な役割を担う組織(3-3参照)をけん引役としながら、デジタルアーカイブのプラットフォームであるジャパンサーチ(3-4参照)を基軸として、関係主体間の有機的な連携の下、我が国のデジタルアーカイブを推進します。

- 国の役割

国は、基本理念にのっとり、デジタルアーカイブに関する施策を総合的に策定・実施する役割を担います。

- 地方公共団体の役割

地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタルアーカイブの推進に関し、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定するとともに、教育委員会等の関係部局や図書館、博物館、文書館等の幅広い関係機関において、その施策を実施する役割が期待されます。

- 大学等の役割

大学及び附属の図書館・博物館等のアーカイブ機関は、その設立趣旨や規模、特色等も踏まえ、学術研究に関するアーカイブも含めた、学術資産その他のデジタルアーカイブを積極的に推進することが期待されます。

デジタルアーカイブに関わる独立行政法人、特殊法人、大学共同利用機関法人、大学その他の機関は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタルアーカイブの推進に関する施策を実施する役割を担うことが期待されます。

- 民間事業者等の役割

デジタルアーカイブに関わる民間事業者は、基本理念にのっとり、自ら積極的にデジタルアーカイブを推進することや、国や地方公共団体等が実施するデジタルアーカイブの推進に関する施策に協力するよう努める役割を担うことが期待されます。

また、デジタルアーカイブの対象となるコンテンツ等の権利者の役割も重要です。各権利者自身による参画は、多様なコレクションを可能とし、豊かなデジタルアーカイブの推進を後押しするものです。

3. 各分野／地域におけるデジタルアーカイブ推進体制

(3-1) 推進主体

デジタルアーカイブは、各分野、各地域のアーカイブ機関が中心的な役割を果たしながら、取組を進めるとともに、多種多様なアーカイブが「ジャパンサーチ」を通じて連携し、日本全体としてデジタルアーカイブの推進を実現しています。

ここで、「アーカイブ機関」とは、メタデータやデジタルコンテンツの整備を行う機関を指します。これらの機関においては、上記の基本理念にのっとり、デジタルアーカイブの推進に係る基盤の整備等(メタデータの整備、サムネイル／プレビューの作成、デジタルコンテンツの拡充、整備したメタデータやサムネイル／プレビューのオープン化、デジタルコンテンツの利用条件表示等)や海外発信、人材育成、活用促進等を推進することが期待されます。

アーカイブ機関としては、博物館・美術館、図書館、文書館といった文化的施設のほか、大学・研究機関、企業、市民団体、官公庁・地方公共団体等を含みます。

また、デジタルアーカイブの推進においては、各分野・地域におけるアーカイブを集約し、ジャパンサーチと各アーカイブ機関をつなぐ上で中核的な役割を果たす「ジャパンサーチ連携推進者」の役割が重要です。

ここで、「ジャパンサーチ連携推進者」(いわゆる「つなぎ役」)とは、ジャパンサーチと各分野・地域のアーカイブ機関を連携し、ジャパンサーチへ提供するメタデータや事務手続きを取りまとめる機関のことで、以下の役割を果たすことが期待されます。連携に当たっては、個人が保有する貴重なコレクションも含め、多様な分野において多様なアーカイブが存在している可能性があることにも留意し、それらの機関とジャパンサーチとの連携の拡大にも努めます。

なお、ジャパンサーチ連携推進者としては、各分野／地域のアーカイブ機関自体がその役割を果たす場合のほか、アーカイブ機関でない場合であっても、データベースを整備・運用し、ジャパンサーチと連携する主体を含みます。

- 分野／地域のアーカイブとジャパンサーチとの連携
- 分野／地域におけるメタデータ等の整備推進、標準化(用語の統制を含む)
- 分野／地域におけるデジタルコンテンツ等のオープン化の推進・二次利用条件の整備、活用促進(技術・法務上の業務支援を含む)
- 分野／地域の独自性を反映したポータルの整備・提供
- 分野／地域におけるアーカイブ機関の人材育成支援、先進事例の発掘・共有
- コンテンツの長期保存や永続的アクセス保証への協力

(○は、特に期待される役割)

上記のほか、デジタルアーカイブの推進においては、各分野・地域コミュニティにおける活用を進めていくことも必要であり、そのような活用者を支援し、活用者を増やしていく取組を行う個人・団体・機関を、本戦略では、「デジタルアーカイブ利活用推進者」(いわゆる「拡げ役」と呼びます。ジャパンサーチ連携推進者には、こうした役割も期待されます。

(3-2)各分野の中核的な役割を担う組織

文化資産・学術資料等の各分野におけるデジタルアーカイブについては、以下の分野ごとに、それぞれ下図のアーカイブ機関等を、当該分野におけるデジタルアーカイブを牽引する中核的な役割を担う存在として位置付けます。その際、ここに示された分野はそれぞれの機関が中心的に取り組む分野を示したものであり、実際に収集・整理される資料等の位置づけについては、様々なとらえ方が考えられるとともに、実態に応じて、中核的なアーカイブ推進組織同士が適切に連携を図っていくとともに、その他のアーカイブ機関も含め、その有する知見や技術を積極的に共有する等の積極的な協力が期待されます。

分野	中核的なアーカイブ推進組織	関係省庁
文化財	国立文化財機構	文化庁
美術	国立美術館	文化庁
映画	国立映画アーカイブ	文化庁
放送番組	日本放送協会	総務省
	放送番組センター	総務省
書籍等	国立国会図書館	—
公文書	国立公文書館	内閣府
人文学	人間文化研究機構	文部科学省
自然史・科学技術史	国立科学博物館	文化庁

上記のほか、マンガ、アニメ、ゲーム等の「メディア芸術」分野においては、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター(仮称)¹の機能を有する拠点の整備を推進します。

上記に明示のない分野も含め、地方公共団体や民間による各分野／地域のアーカイブの取組とも連携していくことが期待されます²。例えば民間における取組としては、一般社団法人日本動画協会が2015年より準備会を発足しスタートさせた『アニメNEXT_100』プロジェクトの一環としての「アニメ大全」(<https://animedb.jp/>)や、一般社団法人EPADが文化庁や2020年より舞台芸術界と連携して進める、舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター

¹ 文化庁において、マンガ、アニメ、特撮、ゲーム等の収集・保存、人材育成、調査研究、国際発信等に関する全国の産官学の関係機関の「ハブ」となる拠点の整備を推進。

² 例えば映像・録音等のアーカイブの充実については、書籍等分野で出版物として扱われるもののほか、各分野、地域において多様なコンテンツが想定されることから、各アーカイブ機関が協力して収集、デジタルアーカイブ化に取り組むことが期待されます。

化支援事業(<https://epad.jp/about/>)があります。

(3-3) 各地域の中核的な役割を担う組織

記録・記憶の継承と再構築、コミュニティを支える共通知識基盤の整備、及び新たな社会ネットワークの形成の実現において、地域資源のデジタルアーカイブは欠かせません。観光や防災等への活用も含め、地方創生の観点からも、地域のデジタルアーカイブは重要です。

地域において必要な情報は地域主体で判断することが望ましく、それぞれの地域において将来に残したいと思う情報は、地域により異なり得るところです。デジタルアーカイブに蓄積された地域資源を用いた学習は、地域に対する愛着を育み、地域の活性化にも貢献します。

こうした観点を踏まえ、各地域において、何を対象に、どのようにデジタルアーカイブを進めるべきかについては、地方公共団体が、それぞれのニーズや実情の下に方針を定め、域内の文化財、美術等の地域資源に係る中核的な役割を担う組織として、デジタルアーカイブを推進することが期待されます。

また、それら地域資源がジャパンサーチと連携することにより、日本各地の魅力が国内外に発信され、新たな価値創造にもつながります。このため、ジャパンサーチにおいても、全都道府県域との連携を推進します。

(3-4) アーカイブ支援スキーム

デジタルアーカイブの取組については、アーカイブ機関等に対する「ジャパンサーチ連携推進者」による支援が重要であるとともに、関係主体の取組を促進していく観点からも、以下の取組を推進します³。

<国等による支援>

● デジタルアーカイブに関するガイドライン

これまで、デジタルアーカイブ推進に当たってのガイドラインを作成し、公表してきました。これらについて、今後、本戦略に対応した必要なアップデートやより効果的な実践に向けた必要な改訂や、新たなガイドラインの作成を行い、アーカイブの取組を支援します。

- ・ [「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン](#)
(令和5年9月デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会)
- ・ [標準・マニュアル・手引き等](#)
- ・ [デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン\(2020年版\)](#)

³ 国・地方公共団体等と民間事業者の連携の望ましいあり方については、今後さらに模索していく必要があると考えられます。

- ・ [デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について\(2019年版\)](#)
- ・ [デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン](#)
(平成29年4月デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会)

● 効果的な実践事例のショーケース化

各アーカイブの取組の参考に資するよう、効果的な実践事例について、ガイドラインやジャパンサーチの利活用事例のページ等で発信するとともに、「デジタルアーカイブフェス」や「デジタルアーカイブジャパン・アワード」といった、産学官等の各分野のアーカイブ機関や活用者などの関係者が集うイベントでの共有や顕彰を行います。

その際、分野別の特徴の違いを踏まえ、整理して共有するとともに、オープン化の推進について、それぞれの実情等を踏まえつつ、各アーカイブ機関による最善の取組を促進するような実践事例の共有や、デジタルアーカイブを活用したマネタイズの事例等の共有を図ります。

あわせて、一般の人にとっても、デジタルアーカイブが日常に溶け込んだものとして捉えられ、実践できるような活用方法の発信も行います。

● 各省庁等における支援メニュー

各分野／地域におけるデジタルアーカイブの取組に活用できる国による支援メニューとして、以下のものがあります(2025年(令和7年)5月時点)。

地方公共団体や各アーカイブ機関等においては、これらの支援メニューを積極的に活用し、デジタルアーカイブを進めることができます。

【文化財】【美術】【自然史・科学技術史】

【名称】博物館収蔵品デジタル・アーカイブ推進事業	【担当省庁】文化庁
【対象】	
博物館(博物館法第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第31条に基づく指定施設)であって、収蔵資料のデジタル化に「未着手」の施設	
【概要】	
資料のデジタル化が行われていない博物館に対し、災害等に備えたデジタルバックアップの費用とともに、国民の学習活動や創造活動の促進を支援	
【URL】-	

【文化財】【美術】【自然史・科学技術史】

【名称】博物館機能強化推進事業(Innovate MUSEUM事業)	【担当省庁】文化庁
------------------------------------	-----------

【対象】
博物館(博物館法第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第31条に基づく指定施設)及びその他文化庁長官が認める施設)を含む実行委員会等
【概要】
博物館のデジタル化の取組や地域に貢献する特色ある取組の支援とともに、改正博物館法(2023年4月施行)の効果的な運用に向けた基盤の整備を支援

【そのほか(伝統的工芸品)】

【名称】 伝統的工芸品支援事業(制度名:伝統的工芸品産業支援補助金)	【担当省庁】 経済産業省
【対象】	
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定に基づき各種計画の認定を受けた組合、団体及び事業者等	
【概要】	
本事業には、伝統的工芸品の各品目を製造する事業者の組合が行う、製造に必要な技術・技法を後世に残すための事業(伝統的な技術・技法の記録・保存を目的とした資料作成事業。保存方法は映像・文書・データベース等を想定。)への補助が含まれる	
【URL】 https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2025/k250107001.html	

【美術】【映画】

【名称】 文化芸術振興費補助金メディア芸術アーカイブ推進支援事業	【担当省庁】 文化庁
【対象】	
メディア芸術作品の制作・編集・保存・展示や当該分野の教育・研究等を行うことを主たる目的とする我が国の団体で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとともに、当該分野において相当の実績を有するもの。	
(1) 法人格を有する団体 (2) 法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体 A. 定款に類する規約等を有し、次のイ～エについて明記されていること イ. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること ウ. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること エ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること	
【概要】	
我が国の優れたメディア芸術作品や散逸、劣化などの危険性が高いメディア芸術作品・関連資料の全国のアーカイブ機関・所蔵館等における保存(アーカイブ)及びその活用・公開等を支援	
【URL】 https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/94186401.html	

【文化財】【舞台芸術】

<p>【名称】令和5年度補正予算 文化芸術振興費補助金 人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業</p>	<p>【担当省庁】文化庁</p>
【対象】	
<p>(1)我が国の文化芸術団体であること。 (2)法人格を有すること。 (3)監事・監査役等による会計監査を実施していること。 (4)今回申請する取組の主催者として、資金面での責任を持つ者であること。 (5)過去10年間に、今回申請する取組と同様の内容を実施している実績があること。 (6)舞台映像の収録、上映に関する技術及びノウハウを有すること。 (7)所蔵資料の権利処理に関する知識及びノウハウを有すること。 (8)舞台映像の利活用や権利処理に関する情報発信のネットワークを有すること。</p>	
【概要】	
芸術性が高く、散逸・劣化の危険性の高い我が国の舞台芸術作品や関連資料(戯曲・舞台美術・ポスター等)を収集・保存し未来に継承するとともに、公開に必要な権利処理による配信可能化や劇場等での高精細な映像の上映などによる啓発・収益化に向けた取組を支援	
【URL】 https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/94024301.html	

【公文書】

<p>【名称】独立行政法人国立公文書館年度目標及び事業計画:「地方公共団体、関係機関との連携協力」</p> <p>【根拠】国立公文書館法第11条第1項第4号(専門的技術的な助言)、同条第3項第1号(地方公共団体への技術上の指導又は助言)】</p>	<p>【担当省庁】内閣府 (独立行政法人 国立公文書館)</p>
【対象】	
国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関	
【概要】	
歴史公文書等の保存及び利用の推進のため、求めがあった場合には、国立公文書館デジタルアーカイブの横断検索連携に向けた技術的支援、「公文書館等におけるデジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」の説明等を実施	
【URL】 https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/da_180330.pdf	

【全般】

<p>【名称】地域情報化アドバイザー派遣制度</p>	<p>【担当省庁】総務省</p>
【対象】 地方公共団体や地場企業等	
【概要】 情報通信技術(ICT)を地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体等からの求めに応じて、ICTの知見、ノウハウを有する専門家(「地域情報化アドバイザー」)を派遣することで、ICT利活用に関する助言等を実施(平成19年度~)。派遣にかかる旅費・謝金は全額総務省が負担。	
* デジタルアーカイブは34ある支援可能分野のうちの1分野	

【URL】<https://www.soumu.go.jp/menu/seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html>

本文記載の支援メニューの他、経済産業省において「我が国企業のデザイン資源を活用した海外展開促進事業」という委託実証事業を行っています。日本各地に分散して存在するデザイン資源の情報や、所蔵施設及び人材をネットワークし、我が国のデザイン資源の情報を蓄積及びデジタル化し、一般に広く閲覧に供し、又は二次利用可能とすることで、コンテンツ制作など新たな海外展開に活用することを目指し、ウェブサイトを構築しています。(JAPAN Design Resource Database)

<ジャパンサーチによる支援>

- ジャパンサーチとの連携拡大の推進

ジャパンサーチは、日本の多様なコンテンツに関する情報をまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームです。各分野／地域のアーカイブは、ジャパンサーチと連携することにより、国内外に効果的に発信し、教育・防災目的での利用や、観光利用によるインバウンド効果、データに付加価値を付けたビジネス利用、データ共有による研究活動の活性化など、様々な活動に結び付き、新たな経済的価値を創出し、地方創生やイノベーションを推進するものにもなります。

ジャパンサーチについては、2025年1月に、ジャパンサーチのコレクションポリシー(連携方針)が定められました(<https://jpsearch.go.jp/cooperation>)。同コレクションポリシーに従い、ジャパンサーチ連携推進者を通じて、連携を推進することで、各分野／地域のデジタルアーカイブ活動を支えることが期待されます。

- 相談窓口

2025年1月より、デジタルアーカイブ構築・連携の相談窓口をジャパンサーチに設置しています(<https://jpsearch.go.jp/soudan>)。デジタルアーカイブに取り組む機関を対象に、アーカイブの立ち上げ、準備、構築、運用等の相談対応を進めます。

<権利処理に係る支援>

- 簡素で一元的な権利処理(未管理著作物裁判制度等の活用)

アーカイブ化やデータ等の利活用に資するよう、簡素で一元的な権利処理の方策として、2023年(令和5年)の著作権法改正により未管理著作物裁判制度が創設され、集中管理されておらず、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、時限的な利用が可能となります。また、同制度に資するものとして、2026年(令和8年)春頃の施行に向けて、分野横断権利情報検索システム等の整備が進められています。

各アーカイブ機関等においては、デジタルアーカイブ活動において、こうしたシステムや裁

定制度を積極的に活用し、デジタルアーカイブの推進に役立てることが期待されます⁴。

あわせて、各分野／地域においては、「ジャパンサーチ連携推進者」が中心となりながら、関係アーカイブ機関等が、権利処理に係る対応についてノウハウを蓄積・共有し、協力して対応するほか、デジタルアーカイブ学会による「肖像権ガイドライン」(<https://hoseido.digitalarchivejapan.org/shozoken/>)等を参照しながら、専門人材の育成・強化につなげていくことも期待されています。

⁴ なお、マンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術分野については、その多くが商用コンテンツであり、その利活用にあたっては、権利処理が適切に行われることが必要です。権利処理を効率的に行うため、関係当事者間において、商用コンテンツのデータベース化や、そのフォーマット等も含めた情報共有や検討を進めることも考えられます。

4. 5年間の優先事項

(4-1) 推進分野等

本戦略が定める5年間は、我が国のデジタルアーカイブ推進(保存・活用)の体制・仕組みを整え、ジャパンサーチを基軸としながら、我が国全体でデジタルアーカイブ推進に向けた取組が活性化していく基盤づくりを目指す期間とします。

その基盤づくりに向けて、文化財、美術、映画、放送番組、書籍等といった「文化資産・学術資料等」を重要分野とする他、横断的テーマとして、日本全国の地方も含めた魅力を発信するクールジャパンの観点から、マンガ、アニメ、ゲーム等の「メディア芸術」と、防災や観光等への活用も含めた地方創生の観点から、「地域資源」を優先分野とします。例えば、大きな災害に見舞われた地域にとって、被災する前の地域の様子を収めた写真をはじめとした文化資産・学術資料等の地域資源は、防災・レジリエンスの基礎として位置付けられるものです。また地域資源を記録、保存し、発信していく地域アーカイブがあれば、観光資源への活用はもとより、教育への活用の推進や、文化や歴史の継承等にも役立つことが期待されます。

(4-2) コンテンツのデジタル化と利活用の促進

基本的施策のもと、コンテンツのデジタル化を推進するとともに、データのオープン化の考え方が浸透する状況を目指します。すなわち、オープンな利用条件のメタデータが流通し、デジタルコンテンツが法令等に基づく範囲においてできる限り利用できるとともに、利活用の事例が収集・共有される状況を目指します。

その具体化として、各分野の中核的な役割を担う組織(※3-1参照)において、デジタルアーカイブの推進に係る基盤の整備等につき、「構築・共有」と「活用促進」に取り組みます。

「構築・共有」としては、①メタデータの整備(所蔵資料の目録情報の整備・公開等)、②保有コンテンツのデジタル化(2D デジタル化のほか、必要かつ可能な資料は3D 化も)を推進します。あわせて、③デジタル化されたコンテンツ及びボーンデジタルコンテンツの収集・保存・長期利用など、デジタルコンテンツ保存の在り方について、各機関の実情等に応じ、必要な取組を進めます。

なお、メタデータ等の公開においては、国際条約との関係に留意する必要があります。例えば、ユネスコが 2021 年 11 月に定めたオープンサイエンスに関する勧告(https://www.mext.go.jp/unesco/009/1411026_00003.htm)では、データ管理や公開において、データ共有の基準となる FAIR(検索可能な、アクセス可能な、相互運用可能な及び再利用可能な)原則と同時に、先住民のデータの主権性や利益について述べた CARE(集団の利益、管理の権限、責任及び倫理)原則に従うよう述べています。

- ✧ メタデータの整備
- ✧ 保有コンテンツのデジタル化
- ✧ デジタルコンテンツの保存の在り方

「活用促進」としては、①ジャパンサーチと連携するメタデータのオープン化(CC0 又はCC BY 等、オープンデータライセンスに準拠する件数の増加)、②サムネイルの作成、及び③コンテンツの公開のほか、④デジタルコンテンツにおいて生じ得る著作権等の適切な保護の観点から、コンテンツ等の二次利用条件の未整備の解消を進めます。

オープン化の推進においては、各分野のアーカイブの特性や事情等を踏まえ、権利者の意向等も踏まえたコンテンツの二次利用条件の整備を含め、各アーカイブ機関において適切に判断し、必要な対応を進めていくことが期待されます。

あわせて、⑤コンテンツの多言語化とインターネット等による定期的な発信など、海外への情報発信に取り組みます。

- ✧ メタデータのオープン化
- ✧ サムネイルの作成
- ✧ デジタル化資料の公開
- ✧ コンテンツ等の二次利用条件整備(未整備解消)
- ✧ 海外への情報発信(多言語化含む)

上記のほか、「人材育成・普及啓発」として、各機関等においてノウハウの共有を進め、デジタルアーカイブに関わるスキルを持った職員の適正配置を目指します⁵。

- ✧ 人材育成・普及啓発

なお、デジタルアーカイブの構築・活用において、知的財産権等の適切な保護を図りつつ、人工知能(AI)を含め、IT等の先端的な技術の活用を進めることは、豊かなデジタルアーカイブの実現において重要な課題です。解析利用など、先端的な技術を応用したデジタルアーカイブの利活用事例について共有を図るとともに、来歴管理や標準化など、データの信頼性に関する関連技術の開発状況や議論の動向とデジタルアーカイブとの連動に留意します。

(4-3) 分野別の重点アクション(国関係のアーカイブ機関等)

上記(4-1)及び(4-2)のもと、本戦略が定める5年間、各分野における中核的な役割を担う組織においては、各分野の特性等を踏まえ、それぞれ以下のとおり、デジタルアーカイブ推進に取り組むこととします。

⁵ まずは、国関係のアーカイブ機関等における適正配置を目指すこととします。スキルを持った人材の望ましい配置の在り方等については、今後模索していく必要があると考えられます。

- 文化財(国立文化財機構)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

国立文化財機構では、構成機関(東京国立博物館／京都国立博物館／奈良国立博物館／九州国立博物館／皇居三の丸尚蔵館／東京文化財研究所／奈良文化財研究所／アジア太平洋無形文化遺産研究センター／文化財活用センター／文化財防災センター)が一体となり、国立文化財機構所蔵品統合検索システム「ColBase」を通じて、広く社会へ文化財情報をオープンデータとして提供する。商用利用や編集加工が可能なうえ、その利用申請も不要なかたちでの文化財デジタルアーカイブは、文化財と社会の接点増加と幅広い利活用を促し、生活の中における文化財の在り方をより身近なものとする。そして、それら文化財情報は、学校教育における学習資源、商品開発や出版企画の素材など、多様な興味関心をもった人々による活用が期待される。

<構築・共有>

展示等での活用機会が望まれる所蔵品を中心に撮影(2D デジタル化)を促進し、広く利活用できるデジタルデータの充実に努める。特に今後 5 年間に中心に、撮影チームを増強し、ColBase での撮影画像登録を加速化する計画である。

<活用促進>

活用制限の少ないオープンデータとしての利用条件を維持しつつ、わかりやすい文言での利用規約の提示を検討していく。また、多言語(英語、中国語、韓国語)での所蔵品基本情報や解説文等のメタデータが常に最新のものに更新されていくシステム構築に努める。これらの整備によって、国内外を問わず幅広い利活用促進が展開されていく。

<人材育成・普及啓発>

デジタルアーカイブの充実に向けては、機構内職員へ「作品取り扱い講習」などを通じて所蔵品データベースや画像データベースについて解説するとともに、デジタルアーカイブの意義や役割についての意識啓発を継続しておこなう。また、ブログや SNS を通じてデジタルアーカイブの活用普及に努める。

● 美術(国立美術館)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

美術分野においては、デジタルアーカイブの構築によって、日本各地の美術館に収蔵される美術作品を探すことが容易になり、利活用が促進され、展覧会への出品や展覧会カタログへの図版掲載など、美術館活動が活性化することにつながる。また、詳細なメタデータを国際発信することにより、我が国の美術作品の価値を広く国内外にアピールする効果が期待できる。このほか、国内外の大学等での学術研究利用、学校教育現場での教育利用、観光利用など、幅広い方面での利活用が期待される。

<構築・共有>

国立美術館の構成機関である東京国立近代美術館・国立工芸館・京都国立近代美術館・国立西洋美術館・国立国際美術館の目録情報整備、2D デジタル化は、今後 5 年間に効果的な情報発信体制を再構築し、10 年後(2035年)までにデータの再整理を行う。3D デジタル化については、工芸・彫刻等の立体作品を中心に課題の抽出を行い、デジタル保存・長期保存については具体的な計画策定に向けた検討を行う。ボーンデジタルコンテンツの把握に努め、その集約に関する方策を検討する。また、国立アートリサーチセンターにおいて、全国の美術館の収蔵作品のメタデータとサムネイルを集約する、全国美術館収蔵品サーチ「SHŪZŌ」事業を継続し、今後5年間はこれまで可視化が進んでこなかった近現代美術作品を中心に作品情報の拡充に努める。

<活用促進>

メタデータ、サムネイルの公開率の向上と共に、二次利用条件を段階的に整備する。海外情報発信については、国立美術館所蔵資料のジャパンサーチ等への連携を促進する。

<人材育成・普及啓発>

美術分野の中核的役割を担うけん引役として、全国の美術館を対象としたメタデータの整備(サムネイルを含む)やコンテンツのデジタル化にかかる研修等を実施する。

● 映画(国立映画アーカイブ)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

国立映画アーカイブにおいては、デジタルアーカイブを推進することにより、従来はフィルム等の上映や貸与、放送事業者等への映像提供を中心としていた映画コレクションを広く公開できるようになり、研究利用の促進、学校等における学習支援、ストリーミングによる上映や展示等、広範な文化活動へと飛躍的に拡大することが期待される。これにより映画・映像が文化資源、歴史資料として、恒常に役立てられる社会の実現に貢献することが可能となる。

<構築・共有>

映画分野における唯一の国立機関として、国内最大のコレクションを基にした映像デジタルアーカイブを構築する。目録情報整備と目録情報のウェブ公開については、映画フィルム収集の増加見込みや、現状の活動実績をもとに目標値を設定し、それに基づいて、2D デジタル化、メタデータのオープン化、コンテンツのウェブ公開、2次利用条件整備を進める。また、ジャパンサーチとの連携を通して、映像の分野からデジタルアーカイブ社会の実現に貢献する。館内のボーンデジタルコンテンツについても把握に努め、保存と活用について検討する。

<活用促進>

記録映像やアニメーション等のテーマを設けた特集サイトを通して映像の発信を行うとともに、コンテンツを順次拡充することにより、メディアその他の事業者による映像利用の拡大を図る。

<人材育成・普及啓発>

国立映画アーカイブとして、国際フィルムアーカイブ連盟加盟機関や国内の映画アーカイブ等、国内外の映画関係団体等との連絡を密接に図りながら、職員の能力向上、ノウハウの共有、専門人材の確保に努め、情報発信の在り方について検討を行う。

● 放送番組①(日本放送協会)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

放送事業者として、映像・音声資産を次の世代へ確実に継承し、放送をはじめ多様なデジタルメディアで効果的・効率的に運用できるよう取り組みを継続する。

<構築・共有>

映像や音源がファイルベースとなり、放送コンテンツの保存方法も同様に進化。放送コンテンツは、協会の保存規程に沿って長期的・継続的に保存していく。放送等の再利用などを主として、検索や試写は原則、協会内のイントラで共有を継続。ジャパンサーチ等への外部連携については、協会規程に基づいて引き続き検討を進める。

<活用促進>

保存コンテンツは、経営資源の効果的・効率的運用に資するため、放送等に多角的に活用している。このほか、放送事業の成果として社会に還元するため、インターネット活用業務等の協会規程に沿って活用を検討していく。

<人材育成・普及啓発>

「番組アーカイブ」や「素材アーカイブ」など、各アーカイブの性質に応じた多角的知見からの内容分析、適切なメタデータの作成などを持続的にできる人材が求められる。

そのため、多角的な視野で関連研修やイベント等へ参加し職員等の「放送アーカイブ」への専門知識の習得やスキルの向上といった育成を進める。

「映像は時代の一部を切り取ったもの」であるため、できるだけ多くの映像を収集し、公開していく普及啓発を行うことでデジタルアーカイブの意義が明確にできると考えている。

● 放送番組②(放送番組センター)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

放送法に基づく放送番組の収集・保管・公開業務を継続して推進する。長期保存に適した方法によりデジタル化した番組コンテンツを半永久的に保管し、毎年約1,500本のコンテンツ(テレビ・ラジオ番組やCM)が増加していく。これらのメタデータやコンテンツは、施設内に設置した専用のサーバに登録(データ入力およびコンテンツの格納)し、権利処理を終えた番組を、順次放送ライブラリーやそれ以外の場所(一部の番組)で利活用している。

<構築・共有>

放送番組センターは、全国唯一の放送番組専門のアーカイブ施設である。民放、NHK、放送大学学園で放送されたテレビ・ラジオ番組は、放送から2年を経過した番組を中心に、「放送番組収集基準」に基づき毎年、約1,200本が放送事業者から提供される。提供を受けた放送番組のメタデータおよびコンテンツは、時代に即した方法で放送ライブラリー施設で視聴できるほか、全国各地の図書館など公共施設や教育機関で視聴できる仕組みを整備しており、今後も放送番組の利活用(公開)に注力していく。ジャパンサーチと連携するDBは適宜メタデータを追加していく。今後は連携しているメタデータの項目やコンテンツ詳細情報へのパーマリンクの付与等、公開範囲の見直しも視野に当センター機関において充実策の検討を進める。

<活用促進>

対象となるデジタルコンテンツの約4万本のメタデータは、放送ライブラリーのWebサイトで検索可能となっており、それらの情報閲覧が可能となっている。放送ライブラリー施設以外での視聴は、全国各地の図書館等での個別視聴や上映会でIP伝送により一部の番組が利用されているほか、教育機関の授業での番組利活用も促進している。

<人材育成・普及啓発>

業務に関する研修セミナーへの参加や日常の実務を通しての知識や資格の習得を促進する。また、ジャパンサーチの認知度向上のための放送事業者への周知や啓発を継続する。

- 書籍等(国立国会図書館)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

国立国会図書館は、資料原本の保存とサービスの向上を目指し、所蔵資料のデジタル化を進めており、原本に代えてデジタルデータを提供することで、デジタル化の成果が広く社会的に利活用されるように努めている。

また、書籍等分野のつなぎ役として、国立国会図書館サーチを経由して、図書館等の各機関が保有するコンテンツのメタデータを集約するとともに、ジャパンサーチと連携してより広くメタデータを流通させることで、コンテンツの可視性を高め、利活用を促進することを目指している。

<構築・共有>

2025年度中に次期デジタル化基本計画を策定し、2026年度以降のデジタル化で対象とする資料群を決定し、引き続きデジタル化に取り組む。また、媒体の劣化や旧式化が懸念される資料を中心にマイグレーションを実施する。

紙の出版物に加え、ボーンデジタルである電子書籍・電子雑誌等のオンライン資料の収集にも取り組んでおり、これらの収集した資料を広く国民に提供するとともに、国民共有の文化的資産として永く保存し、後世に伝える。

<活用促進>

出版物の目録を作成し、インターネット等を通じて公開している。また、デジタル化した所蔵資料の著作権処理等を進め、インターネットを通じて提供できる資料の増加に努める。

国の中図書館として、英語版の電子展示会作成等を通じ、引き続き海外への情報発信に取り組む。

<人材育成・普及啓発>

図書館員向けのデジタル化に関する遠隔研修といった各種研修、デジタル化及びデジタルアーカイブをテーマとしたイベント・ワークショップ等の実施を通じて、人材育成・普及啓発を支援している。

- 公文書(国立公文書館)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

国立公文書館をはじめとする、全国の公文書館等(以下、「公文書館等」という。)は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用提供する責務を負う機関である。公文書館等においては、公文書等が国民共有の知的資源として国民が主体的に利用し得るよう、デジタルアーカイブを推進することが期待される。

<構築・共有>

公文書分野の機関は、公文書等の管理に関する法律等に基づき、目録の公表及び利用請求の対応、インターネット等での利用の促進等を図っており、国立公文書館では、以下のとおり取り組む。

所蔵する特定歴史公文書等について目録(メタデータ)を整備するとともに、受入れた歴史公文書等について原則1年以内に目録を公開する(※1)。また、利用条件やメタデータの表示方法等を検討する。

デジタルアーカイブのコンテンツについて、毎年度計画的に2Dデジタル化を実施する(※2)。また、デジタル化した画像等の適切な保存に取り組むと共に、国が進める行政文書の電子的管理の施策と対応した長期的保存に関する取組等を実施する。

※1 目録情報数は、毎年度の行政機関等からの移管量による他律的なものであり、達成目標の数値は明示できない。なお、目録は簿冊単位で作成するため、単位を「冊」としている。

※2 令和7年度以降は事業計画が未確定であり、今後変更の可能性があるため、達成目標は現時点の実績から設定したもの。

<活用促進>

メタデータのオープン化について、所蔵資料の目録情報を「CC0」で提供するとともに、従来実施している公文書館等との横断検索による連携を推進する。

デジタルアーカイブのコンテンツについて、サムネイル画像を提供し(※3)、毎年度デジタル化した画像等をWeb公開する。また、提供しているデジタル画像等のライセンス表示について、必要な整理を行う。更に、メタデータの多言語化・本文のテキスト化等、データの拡充に向けて取り組む。

※3 目録情報とは異なり必ずしも簿冊単位でないため、正確な作成率の算出は困難である。

<人材育成・普及啓発>

引き続き、国立公文書館が行う研修での科目の設定、公文書館等との情報共有に取り組む。

● 人文学(人間文化研究機構)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

近年、研究のDXやオープンサイエンスの流れが加速する中、研究現場においてはデータに対する需要が高まっている。また、世界の人文学分野では、情報通信技術の発展によって、人文学にデジタル技術を適用・応用する「デジタル・ヒューマニティーズ」(DH)が進展しており、大規模かつ大量のデータを、AI等を活用して分析することにより、これまでとは違った観点からの研究が進んでいる。人文学における資料は、文字、モノ、図像、音声等多様であり、それらを利活用しやすい状態にすること、さらに海外からの検出可能性や機械可読性を高める観点からも、デジタルアーカイブ化を推進

する必要がある。

<構築・共有>

人間文化研究機構では、構成機関(国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館の6機関)および連携機関が発信する多様な研究資源を共有・利活用するためのポータルサイト「nihuBridge」を核として、デジタルアーカイブの基盤構築に当たっており、毎年の受入資料数は変動しうることを前提としたうえで、分散保存の計画・デジタルアーカイブ化のスケジュール等を検討し、引き続き計画的にデジタルアーカイブを推進する。

なお、2D・3D デジタル化については、2D・3D デジタル化が可能でないもの(例:目録データベース)・2D・3D デジタル化をすることが適さないもの(例:新聞記事等のような利用許諾を要するもの)を適切に判断し、デジタルアーカイブ化の効率・効果の最大化を図る。ボーンデジタルコンテンツの扱いについては、今後の課題として人文学分野の特性を踏まえた検討を要する。

<活用促進>

nihuBridge のユーザーインターフェースの改善や、広報活動を行い、活用促進を図る。また、活用促進の一環として、ジャパンサーチとの連携を行っているが、ジャパンサーチへ連携すべきデータの精査、連携後の適切な管理(例:リンク切れの防止)を引き続き行う。

<人材育成・普及啓発>

DH に関する教育プログラムを作成する。また、DH を担う若手研究者を育成するための施策を講じる。

人文学系研究者向けに、デジタルアーカイブ等における権利問題について啓発を図る。

● 自然史・科学技術史(国立科学博物館)

<当該分野におけるデジタルアーカイブの意義>

科学系博物館においては、デジタルアーカイブ構築によって収蔵した標本・資料データが公開され、標本・資料へのアクセスが容易となり、研究利用が促進され、標本のメタデータを利用した研究や、標本に付帯する情報(DNA シークエンス・画像など)を利用した研究につながる。また、収蔵庫内で保管され普段は展示されていない標本・資料コンテンツを含めて一般に広く公開することで、時間と場所に制約されない博物館体験の拡大、芸術などの素材、学校などにおける学習支援、オンライン上の展示など、研究以外への利用についても、利用者の多様な興味に応じた様々な取り組みを通しての活用が期待される。

〈構築・共有〉

目録情報整備は標本・資料の増加見込みに基づき、目録情報のウェブ公開および2Dデジタル化については現状の活動実績をもとに、それぞれ目標値を設定した。2Dコンテンツのサムネイルは、その公開前に作成する。権利情報整備、3Dデジタル化、デジタル保存・長期保存、二次利用条件整備および海外情報発信については、それぞれ現状確認しつつ活動を継続させ、残っている課題の解消に努める。館内のボーンデジタルコンテンツの把握に努め、その集約に関する方策を検討する。

〈活用促進〉

継続的かつオープンな形でのメタデータ公開を進めつつ、ジャパンサーチ経由でのコンテンツ公開についても今後検討を進める。また、一部のコンテンツについては、商用目的などへの有償提供について検討と試験的運用を進める。

〈人材育成・普及啓発〉

館内外のイベント等を通じて情報やノウハウを蓄積し、館内へのコンテンツの作成・管理・公開についての普及を進めるとともに、一般や自然史系博物館への情報共有を通じて、博物館とその標本・資料、そしてそれらをもとにしたコンテンツへの関心を高める活動を展開する。

(4-4) ジャパンサーチの重点アクション

各分野／地域の多様なアーカイブとジャパンサーチとの連携を進め、ジャパンサーチによる発信力を高めることは、我が国全体でデジタルアーカイブを推進していく上の基盤となるものです。デジタルアーカイブの実践では、歴史学×地震学、教育学×情報学など、既に新たな共同研究が生まれている事例があります。ジャパンサーチを重要な「かすがい」として、異なる分野や地域コミュニティ同士がつながることで、新たな研究領域の創出や新たなビジネス領域の創出につながることも期待されます⁶。

⁶ 欧州では、「文化遺産」を対象としたデジタルアーカイブのポータルサイトとして、Europeana(ヨーロピアナ)の取組が進められています(<https://www.europeana.eu/en>)。欧州委員会(EC)は、健康・農業・製造業等の分野別にデータスペースの構築を目指すこととしており、文化遺産分野においては、Europeanaを基盤として構築する方向性が示されています(欧州委員会(EC)「文化遺産のための欧州共通データスペースに関する勧告」(2021年11月))。また、これを踏まえた「europeana_initiative_vision_2030」も策定され、検討が進められています。したがって、Europeanaについては、文化遺産分野におけるインフラとしての側面も持ちあわせていると考えられるとともに(データスペースとは、国境や分野の壁を越えた新しい経済空間・社会活動の空間を指します)、我が国におけるデジタルアーカイブ戦略の参考となるものと考えられます。

日本におけるジャパンサーチについて、文化資産・学術資料等以外の分野におけるデジタルアーカイブとの関係や、デジタルアーカイブとしての経験の蓄積と共有化も含めたインフラとしての在り方、持続可能なアーカイブ推進の在り方等については、引き続き検討することとしています。

そこで、本戦略では、各アーカイブと「ジャパンサーチとの連携拡大の推進」を主要施策として位置づけ、①連携メタデータ数の拡大、②分野・地域アーカイブとの連携拡大、及び③コンテンツ情報の見える化(連携コンテンツの拡大とメタデータの安定的な更新等)を進めます。

まず、ジャパンサーチで検索可能なメタデータ件数は、2020年8月のジャパンサーチ公開以来、約2,200万件(2020年末)から、約3,100万件(2024年末時点)に増加してきました。地域別でみれば、ジャパンサーチ連携推進者として、2024年12月末時点で21地方自治体・機関と連携し、地方の図書館、美術館・博物館、文書館等の連携機関を通じて、多数の地域コンテンツが登録されています。都道府県域でみれば、2024年12月時点で合計18都道府県域との連携があり、今後、全47都道府県域に拡げることを目指します。そのため、地方自治体における優良事例の顕彰等の取組を進めます。

また、コレクションポリシーに基づき、国・地方自治体関係のアーカイブ機関との連携を広く行うとともに、ジャパンサーチ連携推進者を経由した連携を進め、特定の分野・地域において幅広いコンテンツを有し、専らコンテンツの販売を目的としていないアーカイブとの連携を優先します。

- ✧ 連携メタデータ数の拡大
- ✧ 分野・地域アーカイブとの連携拡大
- ✧ コンテンツ情報の見える化(ジャパンサーチ上での連携コンテンツ情報のweb公開件数の拡大等)

また、④2025年1月に創設した相談窓口による支援や、⑤ジャパンサーチの利活用機能(「マイノート」(ブックマーク機能)や「ギャラリー」(ジャパンサーチ上に連携デジタルコンテンツをテーマごとに解説付きで紹介できる機能)等)の紹介や魅力発信、好事例の共有といった普及啓発を進め、⑥ジャパンサーチ連携推進者や「デジタルアーカイブ利活用推進者」の活動を支援すること等を通じ、ジャパンサーチとジャパンサーチの連携データの利活用を促進します。(→⑦アクセス数の増加)

- ✧ 相談窓口の運用
- ✧ ジャパンサーチ連携推進者・デジタルアーカイブ利活用推進者への支援策実施
- ✧ 意識啓発
- ✧ アクセス数の増加

【第2部】達成目標

2035 年までに Europeana 並みの規模・範囲と利便性とすることを目指し、国関係のアーカイブ機関等及びジャパンサーチの達成目標として、第1部において示した「分野別の重点アクション(国関係のアーカイブ機関等)」(4-2及び4-3)及び「ジャパンサーチの重点アクション」(4-4)を踏まえ、以下の各項目を設定します。

1. 国関係のアーカイブ機関等(各分野の中核的な役割を担う組織)

- ✧ メタデータの整備
- ✧ 保有コンテンツの2D デジタル化・3D デジタル化
- ✧ デジタルコンテンツの保存のあり方
- ✧ メタデータのオープン化
- ✧ サムネイルの作成
- ✧ デジタル化資料の閲覧公開
- ✧ コンテンツ等の二次利用条件整備(未整備解消)
- ✧ 海外への情報発信(多言語化含む)
- ✧ 人材育成・意識啓発

全体の達成目標及びその考え方、並びに各アーカイブ機関等の達成目標は別添の通りです。

2. ジャパンサーチ

第1部において示した「ジャパンサーチの重点アクション」(4-4)を踏まえ、以下の各項目について、達成目標を設定します。

- ✧ 連携メタデータ数の拡大
- ✧ 分野・地域アーカイブとの連携拡大
- ✧ コンテンツ情報の見える化
- ✧ 相談窓口の運用
- ✧ ジャパンサーチ連携推進者・デジタルアーカイブ利活用推進者への支援策実施
- ✧ 意識啓発
- ✧ アクセス数の増加

達成目標及びその考え方は、別添のとおりです。

国関係のアーカイブ機関等及びジャパンサーチにおけるデジタルアーカイブ推進の達成目標

1. 国関係のアーカイブ機関等

国関係のアーカイブ機関等の達成目標

項目			2025年(2月現在)	2030年
構築・共有	1	メタデータ整備	・所蔵資料の目録情報の整備	100.0%
	2		・所蔵資料の目録情報のweb公開	90.4%
	3		・権利情報整備 (権利者情報/権利者意思情報等)	権利情報へ到達できるように整備
	4	保有コンテンツの2Dデジタル化※3	約5,532千件	約6,500千件
	5	保有コンテンツの3Dデジタル化※4	3Dデジタル化について検討	適切かつ可能な目標を設定
	6	デジタルコンテンツの保存のあり方	高精細の保存データの作成、保存データの分散保存 アクセス保証策やマイグレーションの実施 安定的なアーカイブ保存体制・システムの構築	
利活用促進	7	メタデータのオープン化 (ジャパンサーチ上のメタデータのCCO又はCCBY件数)	100%	100%の維持
	8	サムネイルの作成	約8,199千件	約9,000千件
	9	デジタル化資料の閲覧公開 ※インターネット以外の提供方法 (館内限定での電子媒体・機器による提供等)によるものを含む。	約4,329千件	約5,000千件
	10	コンテンツ等の二次利用条件整備(未整備解消)	約872千件	約0千件
	11	海外への情報発信(多言語化含む)	メタデータの多言語化に取り組むとともに、多言語化の分野別進捗状況を把握	適切な目標を設定
他	12	人材育成・意識啓発	組織内外の研修やイベント等への参加	デジタルアーカイブの専門資格がより効果的に運用されるために必要な整備を検討

※1 文化財、美術、映画、人文学分野、書籍等、公文書分野については、毎年の受け入れ資料数の予測が困難なため、達成目標の基準となる収蔵資料数につき、2025年2月時点(書籍等分野については、2025年3月時点)での数値を記載している。実際の目録情報数は増加する想定。

※2 文化財、美術、映画、人文学分野、書籍等、公文書分野については、毎年の受け入れ資料数の予測が困難なため、達成目標を2025年2月時点(書籍等分野については、2025年3月時点)での数値を記載している。実際の目録情報数は増加する想定。また、日本放送協会は放送法の改正を受けて現在も検討を続けており2025年10月の施行までには数値化できる方向で調整中。

【参考】国関係のアーカイブ機関等の達成目標設定の基本的な考え方

項目			国関係のアーカイブ機関等の達成目標設定の基本的な考え方
構築・共有	1	メタデータ整備	・所蔵資料の目録情報の整備 2025年度末までに100%を実現し、その維持を目指す
	2		・所蔵資料の目録情報のweb公開 2025年度末までに100%を実現し、その維持を目指す
	3		・権利情報整備 (権利者情報/権利者意思情報等) 2030年度末までにメタデータとの適切な連携を目指す
	4	保有コンテンツの2Dデジタル化※3	各機関等の実情等に応じ、必要な取り組みを進める
	5	保有コンテンツの3Dデジタル化※4 (3Dデジタル化が必要かつ可能な資料に限る)	2030年度までに必要な分野において着手することを目指す
	6	デジタルコンテンツの保存のあり方	各機関等の実情等に応じ、必要な取り組みを進める
利活用促進	7	メタデータのオープン化 (ジャパンサーチ上のメタデータのCCO又はCCBY件数)	100%が達成できている機関等は、100%の維持を目指す
	8	サムネイルの作成	各機関等の実情等に応じ、必要な取り組みを進める
	9	デジタル化資料の公開	各機関等の実情等に応じ、必要な取り組みを進める
	10	コンテンツ等の二次利用条件整備(未整備解消)	2030年度までに未整備0件を目指し、以後0件維持を目指す
	11	海外への情報発信(多言語化含む)	2030年度までにコンテンツの多言語化および、インターネットやSNS等による定期的な発信を目指す
他	12	人材育成・意識啓発	2030年度までに各機関等においてスキルを持った職員の適正配置を目指す

※3 2D デジタル化は音声、動画を含む。

※4 3D デジタル化は様々な形式を含む。また技術進歩により3D 以外の高度なデジタル化の可能性も含む。

1. 所蔵資料の目録情報の整備(メタデータの整備)

<分野>	収蔵機関	2025年2月現在			2030年達成目標	
		目録情報を整備すべき 収蔵資料数	目録情報数	目録情報化率	目録情報数	目録情報化率
文化財	文化財機構	約150千件	約133千件	88.7%	約150千件	100.0%
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	約46千件	約50千件	108.7%	約50千件	108.7%
映画	国立映画アーカイブ	約87千件	約87千件	100.0%	約87千件	100.0%
放送番組	放送番組センター	約52千件	約52千件	100.0%	約58千件	111.5%
	日本放送協会	約1,169千件	約1,169千件	100.0%	約1,350千件	115.5%
書籍等	国立国会図書館	約28,775千件	約28,775千件	100.0%	約28,775千件	100.0%
公文書	国立公文書館	約1,700千冊	約1,700千冊	100.0%	約1,700千冊	100.0%
人文学	人間文化研究機構	約5,657千件	約5,657千件	100.0%	約5,657千件	100.0%
自然史・理工学	国立科学博物館	約5,077千件	約5,077千件	100.0%	約5,484千件	108.0%
		約42,713千件	約42,701千件	100.0%	約43,311千件	101.4%

※文化財、美術、映画、書籍等、公文書、人文学分野については、毎年の受け入れ資料数の予測が困難なため、達成目標の基準となる収蔵資料数につき、2025年2月時点(書籍等分野については、2025年3月時点)の数値を記載している。実際の目録情報数は増加する想定。

※自然史・理工学分野は、所蔵標本・資料自体が5年間で約40万件増となる見込み。以下同。

2. 所蔵資料の目録情報の公開(メタデータの整備)

<分野>	収蔵機関	2025年2月現在			2030年達成目標	
		目録情報数	web公開数	公開率	web公開数	公開率
文化財	文化財機構	約150千件	約133千件	88.7%	約150千件	100.0%
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	約50千件	約47千件	94.0%	約50千件	100.0%
映画	国立映画アーカイブ	約87千件	約8.4千件	9.7%	約8.8千件	10.1%
放送番組	放送番組センター	約52千件	約41千件	78.8%	約45千件	86.5%
	日本放送協会	約1,169千件	約31千件	2.7%	未定	未定
書籍等	国立国会図書館	約28,775千件	約28,775千件	100.0%	約28,775千件	100.0%
公文書	国立公文書館	約1,700千冊	約1,700千冊	100.0%	約1,700千冊	100.0%
人文学	人間文化研究機構	約5,657千件	約5,657千件	100.0%	約5,657千件	100.0%
自然史・理工学	国立科学博物館	約5,077千件	約2,236千件	44.0%	約2,689千件	53.0%
		約42,718千件	約38,628千件	90.4%	約39,075千件	94.0%

※文化財、美術、映画、書籍等、公文書、人文学分野については、毎年の受け入れ資料数の予測が困難なため、達成目標の基準となる収蔵資料数につき、2025年2月時点(書籍等分野については、2025年3月時点)の数値を記載している。実際の目録情報数は増加する想定。

※日本放送協会は放送法の改正を受けて現在も検討を続けており2025年10月の施行までには数値化できる方向で調整中。

3. 権利情報整備(メタデータの整備)

<分野>	収蔵機関	2030年までの取組目標	
		メタデータを権利情報へ到達できるよう整備する具体的な取り組み予定	
文化財	文化財機構	すでにメタデータ（目録）に権利情報は紐づいており、引き続きメタデータの拡充をはかる。	
美術	国立美術館（映画アーカイブ除く）	メタデータと権利情報の紐づけについての課題の抽出	
映画	国立映画アーカイブ	メタデータの連携についての課題の抽出	
	放送番組センター	メタデータとの連携はデータ入力時やコンテンツの内容確認時に概ね完了。不明な権利情報は調査継続と課題として抽出。	
放送番組	日本放送協会	コンテンツ制作担当者がメタデータや権利情報を入力している。体系的な保存の仕組みができる1981年以前のコンテンツについては、再放送等での利用頻度に応じて順次データの整理を行っている他、再使用時にもメタデータの追記・登録を行う。	
書籍等	国立国会図書館	デジタル化資料においてパブリック・ドメインのものはその旨を表示している。また、電子博士論文のメタデータに付与されたCCライセンス等の著作者意思情報は、継続して国立国会図書館デジタルコレクションにメタデータを登録。	
公文書	国立公文書館	利用条件やメタデータの表示方法等を検討。	
人文学	人間文化研究機構	メタデータと権利情報の紐づけについて課題を抽出し、対応を検討。	
自然史・理工学	国立科学博物館	メタデータの拡充をはかるとともに、権利情報が未解決の案件について課題を検討。	

4. 保有コンテンツの2D デジタル化

<分野>	収蔵機関	2025年2月現在			2030年達成目標	
		デジタル化が必要と考えられる収蔵資料数	デジタル化数	デジタル化率	デジタル化数	デジタル化率
文化財	文化財機構	約150千件	約34千件	22.7%	約90千件	60.0%
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	約46千件	約41千件	89.1%	約46千件	100.0%
映画	国立映画アーカイブ	約87千件	約 0.3千件	0.3%	約 0.8千件	0.9%
放送番組	放送番組センター	約52千件	約 52千件	100.0%	約58千件	111.5%
	日本放送協会	約1,169千件	約1,169千件	100.0%	約1,350千件	115.5%
書籍等	国立国会図書館	約6,173千冊	約2,220千冊	36.0%	約2,673千冊	43.3%
公文書	国立公文書館	約1,700千冊	約440千冊	25.9%	約520千冊	30.6%
人文学	人間文化研究機構	約1,199千件	約1,199千件	100.0%	約1,199千件	100.0%
自然史・理工学	国立科学博物館	約5,077千件	約377千件	7.4%	約405千件	8.0%
		約15,653千件	約5,532千件	35.3%	約6,342千件	40.5%

※書籍等分野は、収蔵資料のうち国内刊行図書についての各数値を記載。

※公文書分野は、事業計画により変更の可能性がある。

※人文学分野は、目録データベース等、デジタル化の対象外のものを除いた数。新たな受け入れ資料数の予測が困難なため、

達成目標の基準となる収蔵資料数につき、2025年2月時点の数値を記載している。実際のデジタル化数は増加する想定。

5. 保有コンテンツの3D デジタル化

<分野>	収蔵機関	2030年までの取組目標 「3Dデジタル化保存について検討」の具体的なアクション等
文化財	文化財機構	3Dデジタル化が必要な収蔵品のリスト化と手法の検討。 あわせて、既存3Dデジタルデータのリスト化と公開・提供手段の検討。
美術	国立美術館（映画アーカイブ除く）	3Dデジタル化の対象となる分野を中心に課題を抽出。
映画	国立映画アーカイブ	3Dデジタル化の対象外
放送番組	放送番組センター	3Dデジタル化の対象外
	日本放送協会	3Dデジタル化の対象外
書籍等	国立国会図書館	3Dデジタル化の対象外
公文書	国立公文書館	3Dデジタル化の対象外
人文学	人間文化研究機構	3Dデジタル化が必要かつ可能なものがあれば、手法を検討。
自然史・理工学	国立科学博物館	3Dデジタル化が必要な収蔵標本・資料のリスト化を進めるとともに、一部3Dデジタルデータのアーカイブ構築を進め、公開における課題を検討。

6. デジタルコンテンツの保存のあり方

<分野>	収蔵機関	2030年までの取組目標 「デジタル保存・長期保存」の具体的なアクション等
文化財	文化財機構	データマイグレーションの実施。デジタルデータを分散保存する計画の検討。
美術	国立美術館（映画アーカイブ除く）	デジタルデータを分散保存する計画の検討。
映画	国立映画アーカイブ	バックアップ方針を策定し、一部マイグレーション等を進めているが、これを100%達成するために設備の導入や、予算、人材の確保を検討。
放送番組	放送番組センター	通常業務の中でデジタル保存を実施。番組視聴情報システム等の老朽化に伴う次期・新システムの検討と更新。
	日本放送協会	放送されたコンテンツはデジタルファイルにて、協会内保存基準に沿って長期保存している。より安定的な保存体制・システムについて引き続き検討。
書籍等	国立国会図書館	資料の状態検査、マイグレーション等の実施、保存環境の整備、再生環境の維持、対策後の利用環境等の整備。
公文書	国立公文書館	デジタル画像の適切な保存、長期的保存に関する取組を実施。
人文学	人間文化研究機構	デジタルデータを分散保存する計画の検討及びデジタルアーカイブ化のスケジュール等を検討。
自然史・理工学	国立科学博物館	デジタル化する際の品質基準について引き続き検討し、データのバックアップを含めた分散保存体制やより長期の保存に耐える保存体制などの方針についても検討。

7. メタデータのオープン化

<分野>	収蔵機関	2025年2月現在			2030年達成目標	
		JPS連携 のメタデータ数	CC 0 及びCCBY数	CC 0 及びCCBY率	CC 0 及びCCBY数	CC 0 及びCCBY率
文化財	文化財機構	約147千件	約147千件	100.0%	約150千件	102.0%
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	約47千件	約47千件	100.0%	約47千件	100.0%
映画	国立映画アーカイブ	約8千件	約8千件	100.0%	約8千件	100.0%
放送番組	放送番組センター	約4千件	約0千件	0.0%	約0千件	0.0%
	日本放送協会	約4千件	約4千件	100.0%	約4千件	100.0%
書籍等	国立国会図書館	約10,725千件	約10,725千件	100.0%	約10,725千件	100.0%
公文書	国立公文書館	約1,700千冊	約1,700千冊	100.0%	約1,700千冊	100.0%
人文学	人間文化研究機構	約2,539千件	約2,539千件	100.0%	約2,539千件	100.0%
自然史・理工学	国立科学博物館	約1,064千件	約1,064千件	100.0%	約1,064千件	100.0%
		約16,238千件	約16,234千件	100.0%	約16,237千件	100.0%

※放送番組センターについては、番組を預かっている立場であるため、メタデータであってもライセンスを付与できる立場にないとして、該当件数が0件だが、各放送局においてライセンスを付与していれば、オープン化はできているとの整理。

※いずれの分野も、毎年の受入資料数の予測が困難なため、達成目標の基準となる収蔵資料数につき、2025年2月時点の数値を記載している。実際のメタデータ数は増加する想定。

※人文学分野は、無断転載加工禁止とされているもの等を除いた数字。なお、JPS連携のメタデータ数全体は約402万件。

8. サムネイルの作成

<分野>	収蔵機関	2025年2月現在			2030年達成目標	
		サムネイルが必要と 考えられる目録情報数	サムネイル数	作成率	サムネイル数	作成率
文化財	文化財機構	約150千件	約34千件	22.7%	約90千件	60.0%
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	約50千件	約41千件	82.0%	約46千件	92.0%
映画	国立映画アーカイブ	約87千件	約0.3千件	0.3%	約0.8千件	0.9%
放送番組	放送番組センター	約52千件	約31千件	59.6%	約35千件	67.3%
	日本放送協会	約1,169千件	約1,169千件	100.0%	約1,350千件	115.5%
書籍等	国立国会図書館	約4,170千件	約4,170千件	100.0%	約4,170千件	100.0%
公文書	国立公文書館	約1,700千冊	約1,510千冊	—	約1,660千冊	—
人文学	人間文化研究機構	約867千件	約867千件	100.0%	約867千件	100.0%
自然史・理工学	国立科学博物館	約5,077千件	約377千件	7.4%	約405千件	8.0%
		約13,322千件	約8,199千件	61.5%	約8,624千件	64.7%

※書籍等分野は、サムネイル作成の対象となるデジタル化資料数を「目録情報数」に記載。サムネイル作成資料数の予測が困難なため、達成目標の基準となる収蔵資料数につき、2025年2月時点の数値を記載している。実際のサムネイル数は増加する想定。

※公文書分野は、目録情報が簿冊単位での管理に対して、サムネイルは必ずしも簿冊単位でないため、正確な作成率の算出は困難。

※人文学分野は、人間文化研究機構を構成する各機関のデータベースにサムネイルが存在しており、その数字を記載。また、新たに収蔵される資料数を見通した目標を立てることが困難なため、達成目標の基準となる収蔵資料につき、2025年2月時点の数値を記載している。実際のサムネイルは増加する想定。

9. デジタル化資料の閲覧公開

<分野>	収蔵機関	2025年2月現在			2030年達成目標	
		公開可能な 収蔵資料数	デジタル化資料の 公開数	公開率	公開数	公開率
文化財	文化財機構	約150千件	約34千件	22.7%	約90千件	60.0%
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	約46千件	約32千件	69.6%	約46千件	100.0%
映画	国立映画アーカイブ	約87千件	約0.3千件	0.3%	約0.8千件	0.9%
放送番組	放送番組センター	約41千件	約41千件	100.0%	約45千件	109.8%
	日本放送協会	約1,169千件	約43千件	3.7%	未定	未定
書籍等	国立国会図書館	約6,173千件	約2,220千件	36.0%	約2,673千件	43.3%
公文書	国立公文書館	約1,700千冊	約440千冊	25.9%	約520千冊	30.6%
人文学	人間文化研究機構	約1,200千件	約1,142千件	95.2%	約1,200千件	100.0%
自然史・理工学	国立科学博物館	約5,077千件	約377千件	7.4%	約405千件	8.0%
		約15,642千件	約4,329千件	27.7%	約4,979千件	34.4%

※「デジタル化資料の公開数」にはインターネット以外の提供方法（館内限定での電子媒体・機器による提供等）によるものも含む。

※美術分野は、毎年受け入れ資料数の予測が困難なため、達成目標の基準となる収蔵資料につき、2025年2月時点での数值を記載している。実際の公開率は収蔵資料数により、増減する可能性がある。

※日本放送協会は、放送法の改正を受けて現在も検討を続けており、10月の施行までには数値化できる方向で調整中。

※書籍等分野は、収蔵資料のうち国内刊行図書についての各数値を記載。

※公文書分野は、事業計画により変更の可能性がある。

10. コンテンツ等の二次利用条件整備(未整備解消)

<分野>	収蔵機関	2025年2月現在		2030年達成目標	
		JPS連携メタデータ数	利用条件未設定数	未設定率	利用条件未設定数
文化財	文化財機構	約147千件	約0千件	0.0%	約0千件
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	約47千件	約47千件	100.0%	約0千件
映画	国立映画アーカイブ	約8千件	約8千件	100.0%	約0千件
放送番組	放送番組センター	約4千件	約0千件	0.0%	約0千件
	日本放送協会	約4千件	約0千件	0.0%	約0千件
書籍等	国立国会図書館	約10,725千件	約0千件	0.0%	約0千件
公文書	国立公文書館	約440千冊	約440千冊	100.0%	約0千冊
人文学	人間文化研究機構	約1,446千件	約0千件	0.0%	約0千件
自然史・理工学	国立科学博物館	約377千件	約377千件	100.0%	約0千件
		約13,198千件	約872千件	6.6%	約0千件
					0.0%

※「利用条件未設定数」とは、ジャパンサーチ上の利用条件表示における「該当なし」または「著作権未評価」表示および権利表示のない件数。

※美術・映画分野のジャパンサーチ連携は、国立美術館が運営する各データベースを通したメタデータのみの連携のため、各データベースからのデジタル化資料公開における二次利用条件整備の状況で目標設定。

※放送番組センターについては、番組を預かっている立場であるため、メタデータであってもライセンスを付与できる立場にない。

※公文書分野は、デジタルコンテンツがないものを除いた数。なおJPS連携メタデータ数全体は約1,700千冊。

※人文学分野は、デジタルコンテンツがなく権利表記等の必要のないデータベース等を除いた数。なおJPS連携のメタデータ数全体は約402万件。

※自然史・理工学分野のジャパンサーチ連携は、サイエンスマニアネットを通したメタデータのみの連携のため、自館のデータベースからのデジタル化資料公開における二次利用条件整備の状況で目標を設定。

11. 海外への情報発信(多言語化含む)

収蔵機関		2030年までの取組目標 「メタデータの多言語化に取り組む」の具体的なアクション等
<分野>		
文化財	文化財機構	引き続き、4言語（日・英・中・韓）での多言語化に取り組む。
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	作成済みの多言語データのジャパンサーチ等への連携について課題を抽出する。
映画	国立映画アーカイブ	配信サイトの内の1つ（日本アニメーション映画クラシックス）のみ対応しており、他の配信サイトにおいても対応を検討する。
放送番組	放送番組センター	当センターは保存した番組の著作権者でないため、メタデータの多言語化を実施できる立場ではない。二か国語音声付の番組が放送事業者から提供される場合がある。将来的な検討課題とする。
	日本放送協会	放送等の再利用が主たる目的なので、現状では考えていない。
書籍等	国立国会図書館	英語版の電子展示の作成など。
公文書	国立公文書館	メタデータの多言語化・本文のテキスト化等、データの拡充を継続する。
人文学	人間文化研究機構	多言語化の必要性及び可能性について検討する。
自然史・理工学	国立科学博物館	引き続き、日英2カ国語でのメタデータの公開を進め、不十分な分野については個別に対応を検討する。

12. 人材育成・意識啓発

収蔵機関		2030年までの取組目標 「組織内外の研修やイベント等への参加」の具体的なアクション等
<分野>		
文化財	文化財機構	館内職員向け「作品取り扱い講習」やボランティア向け「新規ボランティア研修」において、所蔵品データベースや画像データベースについて解説するとともに、デジタルアーカイブの意義や役割についての意識啓発を継続しておこなう。
美術	国立美術館（映画アーカイブ除）	全国の美術館（全国美術館収蔵品サーチ「SHŪZŌ」協力館）を対象としたデータベース構築にかかる研修の実施を検討。
映画	国立映画アーカイブ	担当職員の能力向上、ノウハウの共有、専門人材の確保に努める。
放送番組	放送番組センター	研修セミナーへの参加や日常の実務を通しての知識や資格の習得。放送事業者への周知・啓発の継続。
	日本放送協会	研修やイベント等への参加を検討。担当職員には専門知識の習得・スキル向上を図る。
書籍等	国立国会図書館	デジタル化に関する遠隔研修、デジタル化及びデジタルアーカイブをテーマとしたイベント、デジタルアーカイブのキュレーションワークショップ等の実施。
公文書	国立公文書館	デジタルアーカイブに係る研修科目の設定、全国公文書館等との情報共有。
人文学	人間文化研究機構	デジタル化に関する知財、技術の講習会等を開催。
自然史・理工学	国立科学博物館	デジタルアーカイブを扱うイベントの実施や参加、館内や自然科学系博物館分野での普及に努める。

2. ジャパンサーチ

ジャパンサーチの達成目標

項目	2025年 2月時点	2030年
連携メタデータ数の拡大	3100万件	5000万件
分野・地域アーカイブとの連携 拡大	55機関 (ジャパンサーチ連携推進者)	80機関 (ジャパンサーチ連携推進者)
	地方自治体・機関との連携: 18都道府県域	地方自治体・機関との連携: 47都道府県域
コレクションポリシーの策定	信頼性のあるデータ・機関等との 連携方針の策定 (2025年1月公表済み)	ポリシーの見直しと新たな分野の 検討
相談窓口の創設と運用	簡易な窓口の創設 (2025年1月創設済み)	窓口の充実
ジャパンサーチ連携推進者・デジタルアーカイブ利活用推進者の支援策実施	効率的な支援策の検討	インセンティブも含めた 支援策の安定的な運用
コンテンツ情報の見える化	連携コンテンツの公開件数が 850万件であり、 連携メタデータ数のうち約28% (※インターネット以外の提供方法 (館内限定での電子媒体・機器による提供等)によ るものも含む。)	連携コンテンツの公開件数が、 連携メタデータ数のうち、 約65%になることを目指す (※インターネット以外の提供方法 (館内限定での電子媒体・機器による提供 等)によるものを含む。)
意識啓発	SNSによる情報発信年間100本以上 イベントの開催等による広報強化策の 実施 好事例の拡充・情報共有の促進	デジタルアーカイブの 認知度向上 コミュニティ形成促進
アクセス数の増加	1500万PV(累積※) ※ジャパンサーチ正式版公開日 2020年8月25日からの累積数	3500万PV(累積)

【参考】ジャパンサーチの達成目標の考え方

項目	【参考】ジャパンサーチの達成目標の基本的考え方
連携メタデータ数の拡大	2030 年までに 5000 万件を目指す
分野・地域アーカイブとの連携拡大	2035 年までにジャパンサーチ連携推進者機関の数を、 2024 年時点(46 機関)の約 2 倍(100 機関)とすること を目指す あわせて、地方自治体・機関との連携を、2030 年までに4 7都道府県域に拡大する
相談窓口の創設と運用	2025 年までに簡易な窓口の創設を目指し、その後窓口の 充実等をはかる
ジャパンサーチ連携推進者・ デジタルアーカイブ利活用推進者 の支援策実施	2035 年にジャパンサーチ連携推進者が分野・地域の活動 拠点として機能する体制の構築を目指す
コンテンツ情報の見える化	2035 年に連携コンテンツの公開件数が、 連携メタデータ数のうち 100%になることをを目指す (※インターネット以外の提供方法(館内限定での電子媒体・機器による提 供等)によるものを含む。)
意識啓発	2035 年までにデジタルアーカイブが日常的に利用され、 その結果アクティブなコミュニティが創出・維持される状態 を目指す
アクセス数の増加	2030 年までに 3500 万 PV(累積)を目指す

(別添2)

本戦略における用語の説明

アーカイブ機関	アーカイブ／アーカイブズは、公文書館等を指す言葉として一般的に用いられてきたが、ここでは広い意味での記録機関全般を指す。社会・文化・学術情報資源である資料・作品等のコンテンツを収集し、その資源を整理(組織化)し、保存し、提供する機能を持つ機関・団体等をいう。博物館・美術館、図書館、文書館といった文化的施設のほか、大学・研究機関、企業、市民団体、官公庁・地方公共団体等や保有するコンテンツの提供範囲が限定的であり、一般への公開を想定していない機関等も含む。
活用者	デジタルアーカイブの様々なデータを活用する者を指す。「アーカイブ機関」自らが活用することに加え、一般ユーザ、IT技術者、クリエイターなど、様々な機関・団体・個人がデータの活用者になりうる。電子展示会の開催、観光用VRのアプリ提供、教育目的でのコンテンツ利用、防災ポータルの構築、人工知能(AI)の学習用データ又は研究対象のデータとしての活用など、様々な目的での活用が考えられる。
コンテンツ	社会・文化・学術等の情報資源をいう。「デジタルコンテンツ」のみならずアナログ媒体の資料・作品等を含む。
ジャパンサーチ連携推進者(つなぎ役)	Europeana の「アグリゲーター」、DPLA の「ハブ」に相当する役割・機能を果たす機関のことをいい、分野・地域コミュニティにおけるメタデータを集約し、API 等による提供を行う機関。メタデータの標準化、用語の統制を行い、分野・地域コミュニティにおけるメタデータ整備やデジタルコンテンツ作成への支援、長期保存のための基盤提供、利活用コミュニティの形成等の役割を担う。単独の組織が担う場合もあれば、行政、NPO や大学等と分担して行う場合もありうる。
デジタルアーカイブ	ここでは、様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル/プレビュー」も対象とする。なお、「デジタルアーカイブ」という用語は、1990 年代から我が国で使われるようになった。
デジタルアーカイブ活動	デジタルアーカイブに関わるあらゆる活動を指す。すなわち、アーカイブ機関等がデジタル情報資源を収集・保存・提供するだけでなく、一般ユーザ等がデジタルアーカイブを閲覧して楽しんだり、様々な用途に活用したりすることも含む。
デジタルアーカイブ社会	デジタルアーカイブによって、日々生み出される様々なデータが共有され、誰でも簡単にアクセスができ、さらに日常的に利活用できるように二次利用条件が整備されていること

	で、誰もが新しいコンテンツを生み出せる社会。
デジタルアーカイブ利活用推進者(拡げ役)	デジタルアーカイブの「活用者」を支援し、コミュニティにおける活用者を増やしていく取組を行う個人・団体・機関を指す。

関連する用語の説明

用語	意味
オープン化	インターネットを通じて広く公開されており、商業利用も含めて、目的に応じた活用可能な条件が明示され、手続を要せずに提供されるデータが第三者に自由に利用できるようになっている状態をいう。
キュレーション	コンテンツ等を特定の主題に沿って収集、選別、整理し、新たな価値を持たせること。
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC ライセンス)	作品を公開する作者が、自分の希望する条件を組み合わせて条件を設定し、その条件下で自分の作品を自由に使ってもよいと意思表示するための許諾表記をいう。
サムネイル/プレビュー	コンテンツの要約又は一部分の表示。縮小した画像(サムネイル)、本文テキストの一部表示や数秒程度の音声・動画(プレビュー)等をいう。
デジタルコンテンツ	アナログ媒体の資料・作品等をデジタル化したもの、あるいはボーンデジタルの作品(デジタルカメラの写真、電子書籍等)などのデジタルデータをいう。
パブリック・ドメイン	著作物の保護期間満了や創作性の不存在などの理由により、当該作品を誰もが自由に利用できることをアーカイブ機関等の第三者が示すツールである。
ボーンデジタルコンテンツ	作成当初からデジタル形式で記録されたコンテンツのこと。
マイグレーション	長期保存の観点から、デジタルデータの新しい媒体への移行や、現在の環境に適合したファイルフォーマットへの変換を実施すること。保存媒体の劣化、ファイルフォーマットの旧式化や利用環境(ハードウェア及びソフトウェア)の世代交代といった課題に対し、デジタルデータの利用可能性の維持を目的として行われる。
メタデータ	データに関するデータを意味し、「サムネイル/プレビュー」や用語を統制するための語彙等も含むものとして広く定義されることもあるが、ここでは、コンテンツの内容、外形、所在等を記述したデータのことをいう。図書館における書誌データ、アーカイブ機関の収蔵品等の目録データ、文化財の基礎データ等のテキストデータや URI 参照のデータを指す。
CARE	Collective Benefit, Authority to Control, Responsibility, Ethics の略。CARE 原則では先住民の権利に関する国連宣言と先住民データ主権とオープンデータに関する集団的権利を概説している。

CC0	クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおいて、著作権保護コンテンツの作者・所有者が、著作権による利益を放棄し、作品を完全にパブリック・ドメインに置くことを可能にすること。
CC BY	クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおいて、本ライセンス下にある著作物を利用する際は、原作者などのクレジットを明示することを求めること。
MR	Mixed Reality の略。現実世界と仮想世界を、複合または融合させて、相互にリアルタイムで影響し合う空間を構築する技術を示す言葉。